

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税・地方消費税の還付申告についての処分取消請求上告事件

国側当事者・国

令和4年10月28日棄却・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年5月31日判決、本資料272号・順号13723)

(第一審・和歌山地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年10月26日判決、本資料271号-119・順号13621)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和4年10月28日

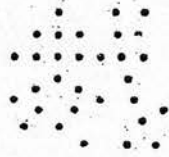
最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美

裁判官 尾島 明



当事者目録

上	告	人	合	同	会	社	B
同	代	表	者	代	表	社	員
被	上	告	人	甲	国	梨	康
同	代	表	者	法	務	大	臣
同	指	定	代	理	人	入	江
							純
							弘
							一